

中央東福祉保健所
平成 30 年 3 月 15 日

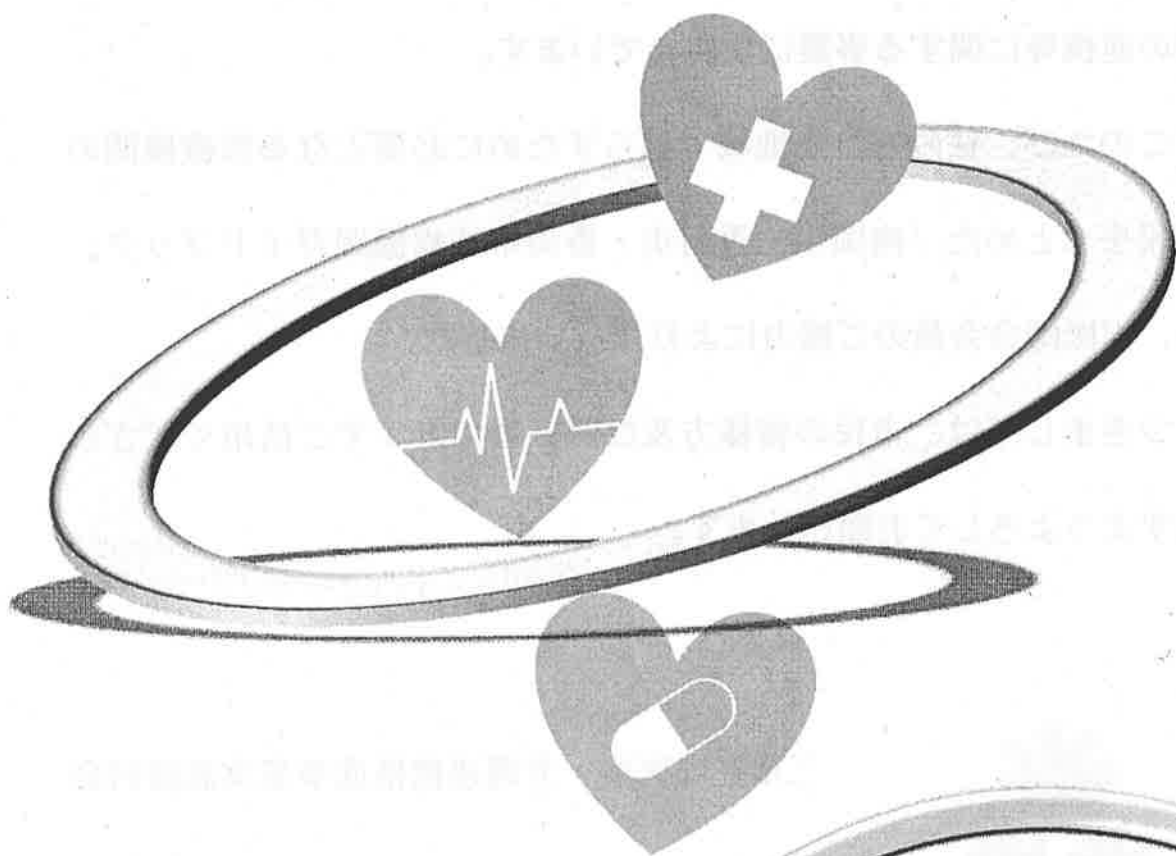
平成 29 年度第 2 回

日本一の健康長寿県構想南国・香南・香美地域推進協議会

(補 足 資 料)

- 1 医療機関ガイド (抜粋) P 1
- 2 調査票 (歯科診療所) P 7
- 3 中央東圏域多職種連携手引き (案) 抜粋 P 8

南国市・香南市・香美市 医療機関ガイド



はじめに

南国市、香南市及び香美市の三市では、「住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らす」ことを目的に、団塊の世代が75歳以上となる、2025年（平成37年）を目途に、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向け、土佐長岡郡医師会及び香美郡医師会と協働して医療と介護の連携等に関する事業に取り組んでいます。

このたび、住み慣れた地域で暮らすために必要となる医療機関の情報をまとめた「南国市・香南市・香美市医療機関ガイドブック」を、両医師会会員のご協力により作成しました。

つきましては、市民の皆様方及び関係者の方々でご活用くださいますようよろしくお願いいたします。


三市在宅医療・介護連携推進事業実施検討会



通院が困難な方へ

病気や障害があって、通院が困難な場合は「訪問診療」や「往診」を利用して、自宅などに居ながら医療を受けることができます。

■ 「往診」とは



通院が困難な患者さんの求めに応じて、医師がその都度、診療を行うものです。かかりつけ医にお願いして診察に来てもらうもので、困ったときの臨時の手段です。

■ 「訪問診療」とは

1週間ないし2週間に1回の割合で、定期的かつ計画的に訪問し、診療、治療、薬の処方、療養上の相談・指導等を行っていきます。

■ 「在宅療養支援診療所とは」

在宅療養をされる方のために、その地域で主たる責任をもって診療にあたる診療所のことです。24時間往診可能です。

訪問診療を希望される方は、かかりつけ医に相談の
うえ、実施医療機関にご連絡ください

～目 次～

- 往診・訪問診療を行っている診療所・
病院一覧表(南国市)……………P1
- 医療機関情報(南国市)……………P2～
- 往診・訪問診療を行っている診療所・
病院一覧表(香南市)……………P10
- 医療機関情報(香南市)……………P11～
- 往診・訪問診療を行っている診療所・
病院一覧表(香美市)……………P16
- 医療機関情報(香美市)……………P17～



往診・訪問診療を行っている診療所・病院一覧表(南国市)

医療機関名	住所	電話番号	往診	訪問診療	詳細ページ
あけぼのクリニック	南国市田村乙1992-1	088-878-6611	○	○	2
井坂皮膚科	南国市大壩甲1565	088-863-5388	○		2
小栗医院	南国市十市2702-4	088-865-8405	○	○	3
川田内科	南国市後免町4丁目2-7	088-864-2501	○	要相談	3
川本内科クリニック	南国市駅前町3丁目2-24	088-864-2543	○	○	3
きび診療所	南国市明見800	088-804-6500	当院に診療歴のある方	○	4
ごめん林眼科	南国市下野田60-1	088-864-6500	○		5
高田内科	南国市大壩乙1253-8	088-863-3925	○	○	6
たかはし内科小児科	南国市緑ヶ丘2丁目1715	088-865-5680	○	○	6
南国厚生病院	南国市立田1180	088-863-3030		○	7
南国中央病院	南国市後免町3丁目1-27	088-864-0001	○	○	7
南国病院	南国市大壩甲1479-3	088-864-3137	当院医師が認めた患者さんのみ	○	7
西田順天堂内科	南国市大壩甲757-3	088-863-1881	○		8
にしかわクリニック	南国市後免町1丁目8-1	088-855-7676	○		8
宮田整形外科	南国市篠原49-1	088-863-5885	○		9
山本循環器内科・眼科	南国市駅前町3丁目1-41	088-864-2575	○	○	9
領石蛭が丘クリニック	南国市領石16-1	088-862-1123		○	9

医療機関名		医療法人あけぼの会 あけぼのクリニック	ありさわ耳鼻咽喉科	井坂皮膚科	いちばら内科小児科
住所		〒783-0092 南国市田村乙1992-1	〒783-0006 南国市篠原111番地1	〒783-0004 南国市大塚甲1565	〒783-0004 南国市大塚甲1775番地1
電話番号		(昼)088-878-6611	(昼)088-863-3600	(昼)088-863-5388	(昼)088-863-3915
FAX番号		088-878-6612	088-863-3635	088-863-5388	088-863-3666
ホームページアドレス		—	—	—	—
医師数(非常勤含む)		1	1	1	2
ケアマネタイム の窓口	担当者	津田・澤村(看護師)	松村 純 (事務長)	徳橋・中平(事務職)	市原 直子(医師)
	電話番号	088-878-6611	088-863-3600	088-863-5388	088-863-3915
ケアマネタイム	対応可能な 曜日/時間帯	診療時間内	月～金/9:00～12:00、 14:30～18:00	月～金/9:00～13:00、 14:00～18:00	月～土 電話/診療時間内 FAX/随時
	連絡方法	—	FAX/088-863-3635	電話	電話・FAX
	備考	電話で連絡してください	—	—	面会を必要とする場合は事前に電話でご一報ください 診療時間外は不可
診療科目		小児科、内科	耳鼻咽喉科	皮膚科	内科、小児科
基本となる診療時間		月～金/9:00～12:30、 14:30～18:00 土/9:00～12:30 電話で確認してください	月、火、水、木、金/9:00～12:00、 14:30～18:00 土/9:00～12:00、14:30～16:30	月～金/9:00～13:00、 14:00～18:00 土/9:00～13:00、14:00～16:00	月、火、水、金/8:30～12:30、 14:30～18:00 木/8:30～12:30 土/8:30～12:30、14:00～16:00
休診日		小児科:木・土午後、日、祝日 内科:水、土午後、日、祝日 電話で確認してください	日、祝日、水午後 1/1～1/3	水午後、日、祝日、12/30～ 1/1、2/1、3/1	木午後、日、祝祭日、お盆時 (8月15日前後)、年末年始
時間外対応		—	—	—	—
対応できる在宅医療・在宅介護	○実施している —実施していない	往診 実施の有無	○	—	○
		(有)の場合→可能範囲	南国市、香南市、香美市	—	電話でご相談ください
		訪問診療	○	—	—
		往診・訪問診療に当たる医師数	1	—	1
		在宅療養支援診療所指定の有(○)無(—)	—	—	—
		点滴	○	—	—
		往診・訪問診療で可能な医療	—	—	—
		中心静脈栄養	—	—	—
		経管栄養	—	—	—
		胃ろう	—	—	—
		じょくそう	—	—	—
		人工肛門	—	—	—
		人工呼吸器	—	—	—
		尿力テーテル	—	—	—
		気管切開部の処置	—	—	—
		在宅ターミナルケア	○	—	—
		酸素療法	○	—	—
訪問看護	—	—	—		
訪問リハビリ	—	—	—		
通所リハビリ	—	—	—		
ショートステイ	—	—	—		
居宅療養管理指導	—	—	—		
その他	—	—	—		
病床数	一般	0	0	0	0
	医療療養	0	0	0	0
	介護療養	0	0	0	0
	回復期リハ	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0	
差額部屋	特別個室	無	無	無	無
	個室	無	無	無	無
	二人	無	無	無	無
	その他	無	無	無	無
リハビリ	○居る —居ない	理学療法士	—	—	—
		作業療法士	—	—	—
		言語療法士	—	—	—
人工呼吸器		—	—	—	—
関連介護施設	老健	—	—	—	—
	特老	—	—	—	—
	グループホーム	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—

調 査 書

名称 _____

記入者氏名 _____

	記入例	記入欄	
医療機関名	〇〇〇歯科診療所		
所在地	〇市〇〇町1丁目2番20号		
電話番号	088-123-4567		
FAX番号	088-123-4567		
ホームページアドレス			
歯科医師数(非常勤含む)	〇人		
歯科衛生士数(非常勤含む)	〇人		
診療科目	<ul style="list-style-type: none"> ・一般歯科 ・矯正歯科 ・小児歯科 ・口腔外科 		
基本となる診療時間	・月～土:9:00～12:00 14:00～17:00		
ネット予約	有 / 無	有 / 無	
休診日	<ul style="list-style-type: none"> ・木曜日午後 ・日、祝日及び12/29～1/3 		
時間外対応	対応可能 / 対応不可	対応可能 / 対応不可	
(時間外対応可能の場合)	終日可能		
車いすによる診療室への入室	対応可能 / 対応不可	対応可能 / 対応不可	
ポータブルユニット	有 / 無	有 / 無	
訪問歯科診療	実施している / 実施していない	実施している / 実施していない	
(訪問日)	定期 / 不定期	定期 / 不定期	
(定期的場合は、その曜日、時間等)	木曜日:14:00～17:00		
対応可能な訪問先	<ul style="list-style-type: none"> 自宅 高齢者施設 病院・診療所 障害者施設 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅 高齢者施設 病院・診療所 障害者施設 	
訪問で対応可能な診療内容	義歯調整・修理	対応可能 / 対応不可	対応可能 / 対応不可
	むし歯治療	対応可能 / 対応不可	対応可能 / 対応不可
	歯周疾患治療	対応可能 / 対応不可	対応可能 / 対応不可
	口腔ケア	対応可能 / 対応不可	対応可能 / 対応不可
	その他	7	

(案)

中央東圏域 多職種連携手引き

～住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたい～

平成30年4月

1 はじめに

私たちの中央東圏域では、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、関係各機関の協働のもと「住み慣れた地域で自分らしく暮らしたい」を目的に取り組みを進めています。

その一つとして、このたび、その目的達成のツールとして、「中央東圏域多職種連携手引き」を作成しました。

この手引きは、医療と介護の両方を必要とする高齢者等が安心して自宅・居宅で生活できるよう、医療・介護関係者が連携するために必要な事項等をまとめています。

これからも、この手引きを活用し、患者・利用者、そしてその家族へサービス・支援等が円滑に切れ目なく提供できるよう、各関係者の手引きとなることを願います。

中央東看護の会
中央東ブロック介護支援専門員連絡協議会
一般社団法人土佐長岡郡医師会
一般社団法人香美郡医師会
三市在宅医療・介護連携推進事業実施検討会

2 多職種連携にあたって

■すべての職種のみなさんへ

- ・お互いの立場を理解しましょう。

職種により、関連する法律、必要な情報が異なります。
お互いの専門性、職種を尊重し、仕事をしましょう。

- ・目的を常に意識し共有しましょう。

連携は手段であって目的ではありません。常に目的を意識することを心がけ、関係者で共有しましょう。

- ・連絡するときは緊急度に応じて連絡しましょう。

限られた時間の中で仕事をしています。急ぐ用件でなければ、余裕のある時に連絡を取り合いましょう。

また、ファックスを送るときは必ず受信を確認するとともに、情報の取り扱いに注意しましょう。

- ・不在時の体制を整備しましょう。

緊急時を含め、担当者が不在の場合の連絡体制を整えておきましょう。

- ・わかりやすい言葉で説明に努めましょう。

職種以外の専門用語に慣れていません。できるだけ、わかりやすく説明するとともに、自分の職種以外の用語も理解するように努めましょう。

■介護支援専門員（ケアマネジャー）のみなさんへ

- ・利用者が医療機関を受診した際に、ケアマネジャーがわかるように、自治体が配布する「手帳カバー」に名刺をいれるようにしましょう。
- ・利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合、利用者及びその家族にケアマネジャーの氏名や連絡先を病院等に伝えるように説明をしましょう。
- ・利用者の急な入院・入所に備え、利用者の状況を「入院情報提供書」を活用するなどして、日頃から常に利用者の状況把握に心がけるとともに、入院した場合、少しでも普段の生活にもどれるよう、医療機関に「入院時情報提供書」を活用し、利用者の情報を速やかに提供しましょう。
- ・入院中の利用者については、利用者に関する情報を医療機関担当者と情報交換を「退院・退所情報記録書」を活用・把握し、退院後のケアプラン作成に生かしましょう。
また、退院後のケアプランについて、ケアプランを医療機関に提供しましょう。
- ・利用者の情報提供・情報収集にあたって、個人情報であることを十分認識し、取扱いに注意しましょう。
- ・障害福祉サービスを利用していた方が介護保険サービスを利用する場合は、障害福祉制度の相談支援専門員と連携を図りましょう。

■医療関係者のみなさんへ

- ・入院した患者が介護認定を受けている場合は、担当のケアマネジャーを確認し、すぐに連絡しましょう。
また、ケアマネジャーが分からない場合は、地域包括支援センターに問い合わせましょう。
- ・入院患者に介護サービスが必要と思われるときは、退院が決まるまでに地域包括支援センターに連絡をしましょう。
- ・患者の退院が決まれば、担当のケアマネジャーにその旨を速やかに連絡しましょう。
- ・退院前カンファレンスを実施する場合は、ケアマネジャーが参加できるように調整に努めましょう。
- ・入院中・退院時には、患者の傷病の経過及び治療状況や必要と考える介護・福祉サービス又はサービス利用に関しての留意点等を「診療情報提供書」を活用するなど、退院に向けた連携を図りましょう。
- ・医療関係者は、患者の情報提供・情報収集にあたって、個人情報であることを十分認識し、取扱いに注意しましょう。

■その他の職種のみなさんへ

- ・利用者の日常の生活動作に変化が見受けられたら、ケアマネジャーにすぐに連絡をしましょう。
- ・利用者・患者のことで困ったことがあれば、「ケアマネジャー」、「かかりつけ医」、「医師会のコーディネーター」、「地域包括支援センター」に相談しましょう。
- ・利用者の身体状況等の変化に気づいたときは、すぐにケアマネジャーにその旨を連絡しましょう。
- ・利用者やその家族の意向を踏まえ、公正中立なサービスが受けられるようにしましょう。